

三 労 発 基 0 5 3 0 第 4 号
令 和 5 年 5 月 3 0 日

四日市コンテナ協力会社
災害防止協議会等連絡協議会長 殿

三重労働局長
(公印省略)

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」の改正について

平素は、労働基準行政の推進にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

化学物質（純物質）及び化学物質を含有する製剤その他の物（混合物）に係る表示及び文書交付制度の改善については、平成18年10月20日付け基安化発第1020001号「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（令和4年5月31日最終改正。以下「1号通達」という。）により示しているところですが、令和5年4月24日付けで労働安全衛生規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第70号）が公布されたことに伴い、別添1のとおり改正され、改正後の1号通達は別添2のとおりとなります。

つきましては、貴団体におかれましても、傘下会員事業場等に対する周知等にご協力を賜りますようお願い申し上げます。